

## 飼養施設の平面図記載上の注意

飼養施設の平面図には、次に掲げる設備等の配置を明らかにしてください。

(動物愛護管理法施行規則第十条の六)

- イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)
- ロ 給水設備
- ハ 消毒設備
- ニ 餌の保管設備
- ホ 清掃設備
- ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備
- ト 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)
- チ 排水設備
- リ 洗浄設備
- ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
- ル 空調設備(屋外施設を除く。)

# 飼養施設の平面図